

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要と登録申請について

令和3年10月1日より適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始されます。
 適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)の導入は令和5年10月1日からとなりますが、その前に事業者登録を行うかどうかの判断が必要です。
 そこで今回はインボイス制度の概要と登録申請の流れについてお話していきます。

1. インボイス制度の概要

①インボイスとは

インボイスとは、消費税を含む取引において売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

■現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

●区分記載請求書(現行) ～令和5年9月

請求書			
〇〇クリニック御中 (株)〇〇			
〇年〇月分			
〇月〇日	〇〇	22,000円	
〇年〇日	〇〇 ※	10,800円	
合計		32,800円	
		(10%対象	22,000円)
		(8%対象	10,800円)
※は軽減税率対象			

●インボイス 令和5年10月～

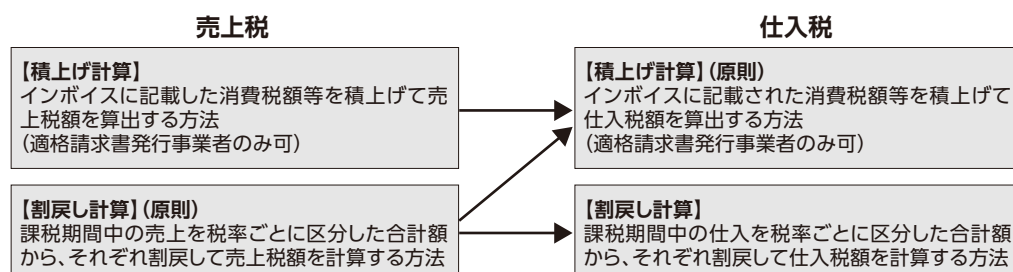
請求書			
〇〇クリニック御中 (株)〇〇(T1234…)			
〇年〇月分			
〇月〇日	〇〇	22,000円	
〇年〇日	〇〇 ※	10,800円	
合計		32,800円	
10%対象	22,000円	内税	2,000円
8%対象	10,800円	内税	800円
※は軽減税率対象			

区分記載請求書に以下の事項を追加で記載
 ①登録番号
 ②適用税率
 ③税率ごとに区分した消費税額等

売手である登録事業者は買手である取引相手から求められたときは、インボイスを交付し、写しを保管しておく必要があります。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。なお、買手の事業者が簡易課税制度を選択している場合は、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスの保存は仕入税額控除の要件ではありません。

②税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択することとなります。



売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

③ 免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置

インボイス制度導入後は、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができませんが、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	免税事業者等から行った課税仕入れの仕入税額控除
～令和5年9月30日	100%控除可能
令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	80%控除可能
令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	50%控除可能
令和11年10月1日～	全額控除不可

2. 適格請求書発行事業者の登録申請

① 登録までの流れ

適格請求書発行事業者となるには「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要です。

税務署による審査を経て、登録された場合は登録通知書が交付され、インターネット等で登録番号などの情報が公表されます。

登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能で、令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

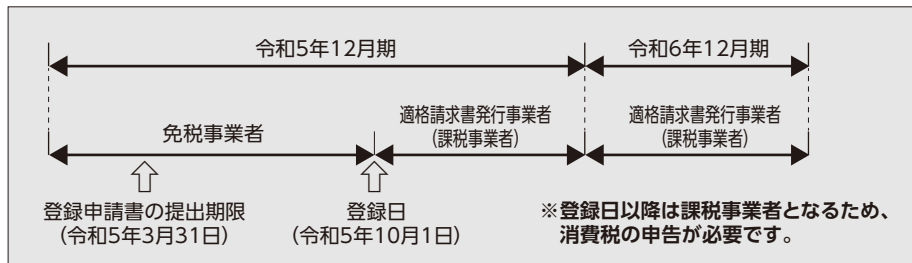
② 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出します。

例えば、個人事業者や12月決算法人が、令和6年1月1日から登録を受ける場合は課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和5年11月30日までに提出する必要があります。

ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。この場合「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。

■例 免税事業者である個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



登録を受けるかどうかは事業者の任意であり、登録を受けると取引相手から求められたときは、インボイスを発行しなければならず、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、消費税の申告が必要となります。

まとめ

インボイス制度が導入されることにより医療機関にも様々な影響が及びます。

免税事業者である医療機関においては、企業への集団健康診断・予防接種等の自費診療を行う場合、インボイスを相手方に交付できないため、企業が委託先を変更する可能性があります。

課税事業者であり、簡易課税制度を選択していない医療機関では、仕入税額控除のために取引先にインボイスの交付を依頼する必要があり、取引先がインボイス登録事業者でない場合には取引の継続を検討するケースも出てきます。

インボイス制度への対応については、税理士等へ相談しながら進めていくとよいでしょう。

●執筆:春畑税理士事務所 (監査部 監査二課 主任 白濱 恭平)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/

MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタンツ株式会社・福岡給与計算センター有限公司

▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805